

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」他の開催状況

○新たな社会的養育の在り方に関する検討会

【第1回：7月29日（金）9時00分～11時00分】

．．．．． 1

○児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

【第1回：7月25日（月）13時00分～15時00分】

．．．．． 3

○子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

【第1回：7月29日（金）15時00分～17時00分】

．．．．． 5

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）により新設された児童福祉法第 3 条の 2 において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成 28 年 3 月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告（提言）において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直す。

2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- （1）改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- （2）改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- （3）（2）を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- （4）里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- （5）（2）～（4）を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- （6）児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上（年齢延長の場合は 20 歳）の者に対する支援の在り方

3. 構成等

- （1）構成員は、別紙のとおり。
- （2）座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

- （1）厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- （2）庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- （3）原則として公開とする。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
◎	奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部長
	加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園 理事長 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
	上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部 准教授
	塩田 規子	社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
	伊達 直利	社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
	西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部 教授
	林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
○	松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
	山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎：座長、○：座長代理

(合計 12 名)

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）附則第 2 条第 1 項では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、同条第 2 項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。

また、同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても位置付けられている。

これらを踏まえ、上記各事項について調査・検討を行うため、本検討会を開催する。

2. 構成等

- （１）検討会構成員は、別紙のとおりとする。
- （２）検討会には座長を置く。
- （３）検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- （４）検討会は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- （５）検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課が行う。

※ 関係省等：法務省、最高裁判所

3. 主な検討事項

- （１）要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- （２）児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

4. その他

検討会は原則公開とする。

別紙

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の
利用促進の在り方に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、○座長、敬称略)

岩崎 美枝子	公益社団法人家庭養護促進協会理事
金子 敬明	千葉大学大学院専門法務研究科教授
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部准教授、医師
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長、弁護士
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科准教授
床谷 文雄	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター所長
峯本 耕治	弁護士（長野総合法律事務所）
森口 千晶	一橋大学経済研究所教授
山田 不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長、医師
山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員
横田 光平	同志社大学司法研究科教授
吉田 彩	東京家庭裁判所判事
○ 吉田 恒雄	駿河台大学学長

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、児童相談所の体制強化を図る観点から、専門職の配置を位置付けるとともに、児童福祉司等については国が定める基準に適合する研修等を受講するもしくは修了することを義務付けたところである。

これらの点を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として作業等を行う。

(1) 平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- ① 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- ② 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※
 - ・ スーパーバイザーを含む児童福祉司
 - ・ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※ 研修科目・時間（講義・実習）、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

(2) 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

- ① 児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等）に向けた更なる方策
- ② 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策（専門性を担保するための資格に関する検討を含む）
- ③ 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

3. 構成等

(1) 構成員は、別紙のとおり。

(2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

(1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。

(2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において行う。

(3) 原則として公開とする。

子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤	仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部	計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
衣斐	哲臣	和歌山大学教職大学院 教授
奥山	眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部長
影山	孝	東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長
坂入	健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課 主査
笹川	宏樹	奈良県中央こども家庭相談センター 所長
鈴木	淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班 副班長
田崎	みどり	横浜市こども青少年局 担当部長 横浜市中心児童相談所 医務担当課長
田中	哲	東京都立小児総合医療センター 副院長
○ 西澤	哲	山梨県立大学人間福祉学部 教授
藤林	武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢	高	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 研修部長
八木	安理子	枚方市子ども総合相談センター 家庭児童相談担当課長
◎ 山縣	文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
山田	不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長
山本	恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員

◎：座長、○：座長代理

(合計 17 名)